



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月28日金曜日 第2557号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）... 194
 愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則.....（保健福祉課医療保険室）... 195
 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（健康増進課）... 197
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則.....（障害福祉課）... 198
 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）... 208

告 示

愛媛県報一般広告規程の廃止.....（私学文書課）... 209
 救急病院の協力申出（2件）.....（医療対策課）... 209
 指定障害児通所支援事業者の指定（2件）.....（障害福祉課）... 209
 指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）.....（ " ）... 209
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 210
 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....（林業政策課）... 211
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 215
 都市計画の変更に係る図書の見出しの縦覧.....（都市計画課）... 215
 愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....（ " ）... 215
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 215
 道路の供用開始（県道興居島循環線）.....（中予地方局管理課）... 216
 道路の供用開始（県道松山北条線）.....（ " ）... 216
 道路の供用開始（県道中野川総津線）.....（ " ）... 216
 道路の供用開始（県道和気衣山線）.....（ " ）... 216
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 217
 道路の供用開始（県道八幡浜保内線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 217

訓 令

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令.....（私学文書課）... 217

人事委員会公告

平成26年度愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験公告.....（人事委員会事務局）... 218
 平成26年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告.....（ " ）... 221

選挙管理委員会告示

開票区の設置の一部改正.....（選挙管理委員会）... 225

規 則

○愛媛県規則第8号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第7条 省略 2 前項の売りさばき手数料の額は、売りさばき人が当該年度内に 買い受けた県税証紙等の額（還付を請求した額があるときは、当	（手数料） 第7条 省略 2 前項の売りさばき手数料の額は、売りさばき人が当該年度内に 買い受けた県税証紙等の額（還付を請求した額があるときは、当

該還付請求額を控除した額)の累計額を次表左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の108を乗じて得た額から当該年度において既に交付した売りさばき手数料の額を控除した額とする。

省略

3 省略

該還付請求額を控除した額)の累計額を次表左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の105を乗じて得た額から当該年度において既に交付した売りさばき手数料の額を控除した額とする。

省略

3 省略

附 則

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。
2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第 7 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の県税証紙等の買受けに係る売りさばき手数料の額について適用し、同日前の県税証紙等の買受けに係る売りさばき手数料の額については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第 9 号

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成17年愛媛県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the calculation rules for the amount of adjustment payment for the prefectural health insurance, detailing changes to the base amount and the application of the prefectural ordinance.

、同条第1項第2号中「算定省令」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」と、同条第2項中「同条第2項から第7項まで」とあるのは「同条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」と、前項中「第4条第2項から第7項まで」とあるのは「第4条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」とする。

(病床転換支援金を納付する市町の調整交付金の特例)

8 平成30年3月31日までの間、市町(退職被保険者等所属市町を除く。)について、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第2号中「算定省令」とあるのは、「算定省令附則第3条第1項の規定により読み替えられた算定省令」とする。

9 平成30年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町について、附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第2号中「算定省令附則第2条」とあるのは、「算定省令附則第3条第2項の規定により読み替えられた、算定省令附則第2条」とする。

(平成22年度から平成26年度までの各年度における調整交付金の算定方法の特例)

10 平成22年度から平成26年度までの各年度において、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「(同号口」とあるのは「(算定省令附則第4条(同条の表第4条第1項第1号口の部掲げる額の項を除く。))の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口」と、同条第1項第2号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第2号口」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」とする。

あるのは「(算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口」と、同条第1項第2号中「算定省令」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」と、同条第2項中「同条第2項から第7項まで」とあるのは「同条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」と、前項中「第4条第2項から第7項まで」とあるのは「第4条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」とする。

(病床転換支援金を納付する市町の調整交付金の特例)

8 平成25年3月31日までの間、市町(退職被保険者等所属市町を除く。)について、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第2号中「算定省令」とあるのは、「算定省令附則第3条第1項の規定により読み替えられた算定省令」とする。

9 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町について、附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第2号中「算定省令附則第2条」とあるのは、「算定省令附則第3条第2項の規定により読み替えられた、算定省令附則第2条」とする。

(平成22年度から平成25年度までの各年度における調整交付金の算定方法の特例)

10 平成22年度から平成25年度までの各年度において、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「(同号口」とあるのは「(算定省令附則第4条(同条の表第4条第1項第1号口の部掲げる額の項を除く。))の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口」と、同条第1項第2号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第2号口」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」とする。

(愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則(平成20年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 平成20年度から平成26年度までの間において、市町(退職被保険者等所属市町(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。))を除く。)について、<u>愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則</u>(以下「算定規則」という。)附則第8項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第2項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 平成20年度から平成23年度までの間において、市町(退職被保険者等所属市町(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。))を除く。)について、<u>新規則</u> <u>附則第8項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第2項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。</u></p>

7 平成23年度から平成26年度までの間において、退職被保険者等所属市町について、算定規則附則第9項の規定により読み替えられた、算定規則附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第6項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。

7 平成23年度_____において、退職被保険者等所属市町について、新規則_附則第9項の規定により読み替えられた、新規則_附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第6項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第10号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>様式第1号（第2条関係） 被爆者一般疾病医療機関指定申請書 様式第1号（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定の有無（有 無）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>指定年月日 年 月 日 保険医療機関コード ()</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略 様式第1号（その2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略		<p>健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定の有無（有 無）</p>	<p>指定年月日 年 月 日 保険医療機関コード ()</p>	省略		省略		<p>様式第1号（第2条関係） 被爆者一般疾病医療機関指定申請書 様式第1号（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定による指定の有無（有 無）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>指定年月日 年 月 日 保険医療機関コード ()</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定による指定の有無（有 無）</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>指定年月日 年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>介護保険法第72条第1項本文の規定による同法第41条第1項本文の指定の有無（有 無）</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>介護保険事業所番号 ()</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定による指定の有無 〔 有 無 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関 結核指定医療機関 〕</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>指定年月日 年 月 日 指定番号()</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略 様式第1号（その2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略		<p>健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定による指定の有無（有 無）</p>	<p>指定年月日 年 月 日 保険医療機関コード ()</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定による指定の有無（有 無）</p>	<p>指定年月日 年 月 日</p>	<p>介護保険法第72条第1項本文の規定による同法第41条第1項本文の指定の有無（有 無）</p>	<p>介護保険事業所番号 ()</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定による指定の有無 〔 有 無 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関 結核指定医療機関 〕</p>	<p>指定年月日 年 月 日 指定番号()</p>	省略		省略	
省略																							
<p>健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定の有無（有 無）</p>	<p>指定年月日 年 月 日 保険医療機関コード ()</p>																						
省略																							
省略																							
省略																							
<p>健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定による指定の有無（有 無）</p>	<p>指定年月日 年 月 日 保険医療機関コード ()</p>																						
<p>介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定による指定の有無（有 無）</p>	<p>指定年月日 年 月 日</p>																						
<p>介護保険法第72条第1項本文の規定による同法第41条第1項本文の指定の有無（有 無）</p>	<p>介護保険事業所番号 ()</p>																						
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定による指定の有無 〔 有 無 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関 結核指定医療機関 〕</p>	<p>指定年月日 年 月 日 指定番号()</p>																						
省略																							
省略																							

健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の規定による指定の有無 （ 有 無 ）	省略
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定の有無 （ 有 無 ）	省略
介護保険法第53条第1項本文の規定による指定の有無 （ 有 無 ）	
省略	

注 省略

様式第1号（その3）

省略	
介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による許可の有無 （ 有 無 ）	許可年月日 年 月 日 介護保険事業所番号 （ ）
省略	

注 省略

健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の4第1項の規定による指定の有無 （ 有 無 ）	省略
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定の有無 （ 有 無 ）	省略
省略	

注 省略

様式第1号（その3）

省略	
介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による許可の有無 （ 有 無 ）	許可（指定）年月日 年 月 日 介護保険事業所番号 （ ）
介護保険法第72条第1項本文の規定による同法第41条第1項本文の指定の有無 （ 有 無 ）	
省略	

注 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則様式第1号の規定による被爆者一般疾病医療機関指定申請書は、改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則様式第1号の規定による被爆者一般疾病医療機関指定申請書とみなす。

○愛媛県規則第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（書類の様式） 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			（書類の様式） 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右欄	項	左 欄	右欄
1 省 略			1 省 略		
	省令第34条の7第1項及び第3項、第34条の8第1項及び第2項、第34条の9第1項及び第2	省略		省令第34条の7第1項及び第3項、第34条の8第1項及び第2項、第34条の9第1項及び第2	省略

2	項、第34条の11第1項及び第2項、第34条の12第1項及び第2項 _____ 、第34条の14第1項及び第2項、第34条の15第1項及び第2項、第34条の16第1項及び第2項、第34条の17第1項及び第2項、第34条の18第1項及び第2項、第34条の19第1項及び第2項、第34条の24第1項及び第2項並びに第34条の57第1項及び第2項の申請書
3～10 省略	

様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書

省略

注 省略

別紙 1

(その1) 居宅介護事業者等の指定に係る審査事項

省略			
主な 揭示 事項	省略		
	主たる対象者	居宅介護	特定なし 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病患者等
	省略		
省略			

注 省略

(その2) 出張所用の審査事項

省略			
主な 揭示 事項	省略		
	主たる対象者	居宅介護	特定なし 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病患者等
	省略		
省略			

注 省略

別紙 2 省略

別紙 3

(その1) 生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略			
利用者の推定数 又は前年度の平均値	(人)	事業所が申告する障害支援区分の平均値	
		省略	
主な 揭示 事項	省略		
	主たる対象者	知的障害者	精神障害者 難病患者等
	省略		
省略			

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

2	項、第34条の11第1項及び第2項、第34条の12第1項及び第2項、第34条の13第1項及び第2項、第34条の14第1項及び第2項、第34条の15第1項及び第2項、第34条の16第1項及び第2項、第34条の17第1項及び第2項、第34条の18第1項及び第2項、第34条の19第1項及び第2項、第34条の24第1項及び第2項並びに第34条の57第1項及び第2項の申請書
3～10 省略	

様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書

省略

注 省略

別紙 1

(その1) 居宅介護事業者等の指定に係る審査事項

省略			
主な 揭示 事項	省略		
	主たる対象者	居宅介護	特定なし 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 _____
	省略		
省略			

注 省略

(その2) 出張所用の審査事項

省略			
主な 揭示 事項	省略		
	主たる対象者	居宅介護	特定なし 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 _____
	省略		
省略			

注 省略

別紙 2 省略

別紙 3

(その1) 生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略			
利用者の推定数 又は前年度の平均値	(人)	施設が申告する障害程度区分の平均値	
		省略	
主な 揭示 事項	省略		
	主たる対象者	知的障害者	精神障害者
	省略		
省略			

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略					
利用者の推定数 又は前年度の平均値	(人)	事業所が申告する障害支援区分の平均値			
省略					
主 な 掲 示 事 項	省略				
	主たる 対象者	省略			
		知的障 害者	精神障 害者	難病患 者等	
	省略				
省略					

注 省略

別紙 4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略					
主な 掲示 事項	主たる対象者	特定なし	身体障害者	知的障害者	障害児
	省略		精神障害者	難病患者等	
省略					

注 省略

別紙 5 省略

別紙 6

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者
外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定
 に係る審査事項

省略			
利用定員数		利用者の推 定数又は前 年度の平均 値	
省略			
居宅介護従業者の外部委託の予定		有 (月 時間) 無	
受託居宅介護サービス事業者	事業者の名称		
	事業者の 所在地	(郵便番号 -)	
	事業所の名称		
	事業所の 所在地	(郵便番号 -)	
省略			

注 1～3 省略

4 「利用者」の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。

5・6 省略

7 「居宅介護従業者の外部委託の予定」の欄は、介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

8 「受託居宅介護サービス事業者」の欄は、外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

9 省略

10 省略

省略					
利用者の推定数 又は前年度の平均値	(人)	施設が申告する障害程度区分の平均値			
省略					
主 な 掲 示 事 項	省略				
	主たる 対象者	省略			
		知的障 害者	精神障 害者		
	省略				
省略					

注 省略

別紙 4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略					
主な 掲示 事項	主たる対象者	特定なし	身体障害者	知的障害者	障害児
	省略		精神障害者		
省略					

注 省略

別紙 5 省略

別紙 6

(その1) 共同生活介護事業者(ケアホーム)
共同生活援助事業者(グループホーム)の指定
 に係る審査事項

省略					
各事業の利 用定員数	共同生活介護事業		各事業の利 用者の推定 数又は前年 度の平均値	共同生活介護事業	
	共同生活援助事業			共同生活援助事業	
省略					
居宅介護従業者の外部委託の予定		有 (月 時間) 無			
省略					

注 1～3 省略

4 「各事業の利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。

5・6 省略

7 省略

8 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合は、受託居宅介護サービス事業者との契約の内容を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(その2)

枚中 枚目

共同生活住居(一) 本体住居(一)	省略	
	グループホーム_____に供する建物の形態	
	主たる対象者	特定なし 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者等
	省略	
サテライト型住居(一)	省略	
	グループホーム_____に供する建物の形態	
	省略	
	居室の床面積	平方メートル
	本体住居との距離	キロメートル
	主たる対象者	特定なし 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者等
サテライト型住居(二)	省略	
	グループホーム_____に供する建物の形態	
	省略	
	居室の床面積	平方メートル
	本体住居との距離	キロメートル
	主たる対象者	特定なし 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者等

注 1 省略

2 本体住居ごとに提出すること。

3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)第198条第10項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙 7

(その1) _____介護サービス包括型共同生活援助事業者(地域移行型ホーム)
_____外部サービス利用型共同生活援助事業者(地域移行型ホーム)の指定に係る審査事項

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(その2)

共同生活住居(一)	省略	
	グループホーム(ケアホーム)に供する建物の形態	
	主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者
	省略	
共同生活住居(二)	省略	
	グループホーム(ケアホーム)に供する建物の形態	
	住居の利用定員数	人 利用者の推定数 人
	居室数	室(うち個室 室)
	入居者1人当たりの居室の最小床面積	平方メートル
	主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者
共同生活住居(三)	省略	
	グループホーム(ケアホーム)に供する建物の形態	
	省略	
	住居の利用定員数	人 利用者の推定数 人
	居室数	室(うち個室 室)
	入居者1人当たりの居室の最小床面積	平方メートル
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者	

注 1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

3 省略

4 省略

別紙 7

(その1) _____共同生活介護事業者(地域移行型ホーム)の指
_____共同生活援助事業者(地域移行型ホーム)定に係る審査事項

省略			
利用定員数		利用者の推定数又は前年度の平均値	
省略			
居宅介護従業者の外部委託の予定		有 (月 時間) 無	
受託居宅介護サービス事業者	事業者の名称		
	事業者の所在地	(郵便番号 -)	
	事業所の名称		
	事業所の所在地	(郵便番号 -)	
省略			

注1～3 省略

4 「 _____ 利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。

5・6 省略

7 「居宅介護従業者の外部委託の予定」の欄は、介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

8 「受託居宅介護サービス事業者」の欄は、外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

9 省略

10 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合は、受託居宅介護サービス事業者との契約の内容を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(その2)

枚中 _____ 枚目

共同生活住居(一本体住居)	省略		
	地域移行型ホームに供する建物の形態		
	省略	主たる対象者	特定なし 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者等
	省略		
サテライト	省略		
	地域移行型ホームに供する建物の形態		
	省略	居室の床面積	平方メートル

省略				
各事業の利用定員数	共同生活介護事業(地域移行型ホーム)	各事業の利用者の推定数又は前年度の平均値	共同生活介護事業(地域移行型ホーム)	共同生活援助事業(地域移行型ホーム)
	共同生活援助事業(地域移行型ホーム)		共同生活援助事業(地域移行型ホーム)	
省略				
居宅介護従業者の外部委託の予定		有 (月 時間) 無		
省略				

注1～3 省略

4 「各事業の利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。

5・6 省略

7 省略

8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(その2)

共同生活住居一	省略				
	地域移行型ホームに供する建物の形態				
	省略	主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者		
	省略				
共同生活	省略				
	地域移行型ホームに供する建物の形態				
	省略	住居の利用定員数	人	利用者の推定数	人
	省略				

ト型住居	本体住居との距離		キロメートル
	主たる対象者	特定なし 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者等	
	省略		
サテライト型住居	省略		
	地域移行型ホームに供する建物の形態		
	省略		
	居室の床面積	平方メートル	
	本体住居との距離		キロメートル
	主たる対象者	特定なし 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者等	
	省略		

- 注 1 省略
- 2 本体住居ごとに提出すること。
- 3 省略
- 4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。
- 5 省略
- 別紙7の2
（その1） 介護サービス包括型共同生活援助事業者
外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定に係る審査事項

省略			
利用定員数		利用者の推定数又は前年度の平均値	
省略			
同一敷地内にある入所施設又は病院の名称及び所在地			
居宅介護従業者の外部委託の予定		有（月 時間） 無	
受託居宅介護サービス事業者	事業者の名称		
	事業者の所在地	（郵便番号 - ）	
	事業所の名称		
	事業所の所在地	（郵便番号 - ）	
省略			

- 注 1 この審査事項は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）附則第13項の規定の適用を受ける場合に提出すること。
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

住居	居室数	室（うち個室 室）		
	入居者1人当たりの居室の最小床面積		平方メートル	
	主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者		
省略				
共同生活住居③	省略			
	地域移行型ホームに供する建物の形態			
	省略			
	住居の利用定員数	人	利用者の推定数	人
	居室数	室（うち個室 室）		
	入居者1人当たりの居室の最小床面積		平方メートル	
	主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者		
省略				

- 注 1 省略
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 省略
- 4 省略
- 別紙7の2
（その1） 経過的居宅介護利用型共同生活介護事業者
共同生活援助事業者（グループホーム）の指定に係る審査事項

省略				
各事業の利用定員数	経過的居宅介護利用型共同生活介護事業	各事業の利用者の推定数又は前年度の平均値	経過的居宅介護利用型共同生活介護事業	人
	共同生活援助事業（グループホーム）		共同生活援助事業（グループホーム）	
省略				
平成18年9月30日において、居宅介護（身体介護・家事援助・日常生活支援）を利用している利用者数				
省略				

- 注 1 省略
- 2 省略

5 「 _____ 利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。

6 省略

7 省略

8 「居宅介護従業者の外部委託の予定」の欄は、介護サービス包括型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

9 「受託居宅介護サービス事業者」の欄は、外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

10 省略

11 省略

12 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 外部サービス利用型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合は、受託居宅介護サービス事業者との契約の内容を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(その2)

枚中 枚目

共同生活住居(一) 本体住居(一)	省略
	グループホーム _____ に供する建物の形態
	省略
	主たる対象者 _____ 難病患者等
サテライト型住居(一)	省略
	グループホーム _____ に供する建物の形態
	居室の床面積 _____ 平方メートル
	本体住居との距離 _____ キロメートル
	主たる対象者 _____ 難病患者等
	省略
サテライト型住居(二)	省略
	グループホーム _____ に供する建物の形態
	居室の床面積 _____ 平方メートル
	本体住居との距離 _____ キロメートル
	主たる対象者 _____ 難病患者等
	省略

4 「各事業の利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記入すること。

5 省略

6 省略

7 生活支援員又はサービス管理責任者を置かない場合にあっては、平成18年9月30日において、指定共同生活援助事業所に入居していた者のうち、居宅介護を利用していた者のサービス提供実績記録表の写しを添付すること。

8 省略

9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(その2)

共同生活住居(一)	省略
	経過的居宅介護利用型ケアホーム(グループホーム)に供する建物の形態
	省略
	主たる対象者 _____ 身体障害者 知的障害者 精神障害者
共同生活住居(二)	省略
	経過的居宅介護利用型ケアホーム(グループホーム)に供する建物の形態
	省略
	住居の利用定員数 _____ 人 利用者の推定数 _____ 人
	居室数 _____ 室(うち個室 _____ 室)
	入居者1人当たりの居室の最小床面積 _____ 平方メートル
	主たる対象者 _____ 身体障害者 知的障害者 精神障害者
	省略
	省略
	経過的居宅介護利用型ケアホーム(グループホーム)に供する建物の形態
省略	
住居の利用定員数 _____ 人 利用者の推定数 _____ 人	
居室数 _____ 室(うち個室 _____ 室)	
入居者1人当たりの居室の最小床面積 _____ 平方メートル	

住居	主たる対象者	特定なし	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		難病患者等			
	省略				

- 注 1 省略
- 2 本体住居ごとに提出すること。
- 3 省略
- 4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。
- 5 省略

別紙 8

（その1） 自立訓練（機能訓練）事業者の指定に係る審査事項

省略					
主 な 掲 示 事 項	省略				
	主たる対象者	省略			
		難病患者等			
	省略				
省略					

- 注 省略
- （その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略					
主 な 掲 示 事 項	省略				
	主たる対象者	省略			
		難病患者等			
	省略				
省略					

- 注 省略
- 別紙 9

（その1） 自立訓練（生活訓練）事業者の指定に係る審査事項

省略					
主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし 知的障害者 精神障害者			
	省略				
省略					

- 注 省略
- （その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略					
	省略				

主たる対象者	身体障害者	知的障害者	精神障害者
省略			

- 注 1 省略
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 省略
- 4 省略

別紙 8

（その1） 自立訓練（機能訓練）事業者の指定に係る審査事項

省略					
主 な 掲 示 事 項	省略				
	主たる対象者	省略			
		知的障害者	精神障害者		
	省略				
省略					

- 注 省略
- （その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略					
主 な 掲 示 事 項	省略				
	主たる対象者	省略			
		知的障害者	精神障害者		
	省略				
省略					

- 注 省略
- 別紙 9

（その1） 自立訓練（生活訓練）事業者の指定に係る審査事項

省略					
主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし	身体障害者		
		し	細かな 肢体不 自由	視覚障 害	聴覚・ 言語
		知的障害者	精神障害者		
	省略				
省略					

- 注 省略
- （その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略					
	省略				

主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし 知的障害者 精神障害者				
	省略					
省略						

注 省略

別紙10

(その1) 就労移行支援事業者の指定に係る審査事項
省略

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主たる対象者	省略				
	知的障害者	精神障害者	難病患者等			
省略						
省略						

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主たる対象者	省略				
	知的障害者	精神障害者	難病患者等			
省略						
省略						

注 省略

別紙11

(その1) 就労継続支援事業者の指定に係る審査事項
省略

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主たる対象者	省略				
	知的障害者	精神障害者	難病患者等			
省略						
省略						

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略						
省略						

主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし	身体障害者			
		し	細かな	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語
	知的障害者	精神障害者				
省略						
省略						

注 省略

別紙10

(その1) 就労移行支援事業者の指定に係る審査事項
省略

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主たる対象者	省略				
	知的障害者	精神障害者				
省略						
省略						

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主たる対象者	省略				
	知的障害者	精神障害者				
省略						
省略						

注 省略

別紙11

(その1) 就労継続支援事業者の指定に係る審査事項
省略

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主たる対象者	省略				
	知的障害者	精神障害者				
省略						
省略						

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略						
省略						

主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	省略					
	知的障害者	精神障害者	難病患者等				
	省略						
省略							

注 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表） 多

省略										
主たる対象とする障害の種類	特 定 な し	身体障害者					知 的 障 害 者	精 神 障 害 者	難 病 患 者 等	
		細 分 な し	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 ・ 言 語	内 部 障 害				
生活介護を行う場合		事業所が申告する障害支援区分の平均値								
		省略								
省略		省略								
省略										

省略

注 省略

別紙13

（その1） 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略							
主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	省略					
	知的障害者	精神障害者	難病患者等				
	省略						

注 省略

（その2） 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略		施設が申告する障害支援区分の平均値					
生活介護を行う場合		省略					
省略		省略					
省略							

注 省略

（その3） 省略

別紙14 一般相談支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略							
主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	省略	特定なし	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者等
	省略						
	省略						

主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	省略					
	知的障害者	精神障害者					
	省略						
省略							

注 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表） 多

省略										
主たる対象とする障害の種類	な し	身体障害者					知 的 障 害 者	精 神 障 害 者		
		細 分 無 し	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 ・ 言 語	内 部 障 害				
生活介護を行う場合		事業所が申告する障害程度区分の平均値								
		省略								
省略		省略								
省略										

省略

注 省略

別紙13

（その1） 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略							
主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	省略					
	知的障害者	精神障害者					
	省略						

注 省略

（その2） 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略		施設が申告する障害程度区分の平均値					
生活介護を行う場合		省略					
省略		省略					
省略							

注 省略

（その3） 省略

別紙14 一般相談支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略							
主 な 掲 示 事 項	主たる対象者	省略	特定なし	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者等
	省略						
	省略						

注 省略

様式第7号（第2条、様式第6号関係） 自立支援医療（精神通院医療）診断書

省略	
7 現在の障害福祉サービス等の利用状況	（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）共同生活援助（グループホーム）_____、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等）
省略	

注 省略

注 省略

様式第7号（第2条、様式第6号関係） 自立支援医療（精神通院医療）診断書

省略	
7 現在の障害福祉サービス等の利用状況	（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）共同生活援助（グループホーム）、 <u>共同生活介護（ケアホーム）</u> 、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等）
省略	

注 省略

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第2号及び様式第7号の規定による書類は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第2号及び様式第7号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第12号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>様式第3（第6条関係）</p> <p>身体障害者診断書・意見書（ 障害用 ）</p> <p>総 括 表</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>総合所見</td></tr> <tr><td><u>[将来再認定 要（ 年 月 ） ・ 不要]</u></td></tr> <tr><td><u>[再認定が必要な場合はその理由（ ）]</u></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>ペースメーカー</u> （有・無）</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>6 <u>ペースメーカーの適応度</u> （クラス ・ クラス ・ クラス _____）</td></tr> <tr><td>7 <u>身体活動能力（運動強度）</u> （ メッツ ）</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>別紙 省略</p>	省略	総合所見	<u>[将来再認定 要（ 年 月 ） ・ 不要]</u>	<u>[再認定が必要な場合はその理由（ ）]</u>	省略	省略	1～4 省略	5 <u>ペースメーカー</u> （有・無）	省略	6 <u>ペースメーカーの適応度</u> （クラス ・ クラス ・ クラス _____）	7 <u>身体活動能力（運動強度）</u> （ メッツ ）	<p>様式第3（第6条関係）</p> <p>身体障害者診断書・意見書（ 障害用 ）</p> <p>総 括 表</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>総合所見</td></tr> <tr><td><u>[将来再認定 要（ 年 月 ） ・ 不要]</u></td></tr> <tr><td><u>[再認定が必要な場合はその理由（ ）]</u></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>人工ペースメーカー</u> （有・無）</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>別紙 省略</p>	省略	総合所見	<u>[将来再認定 要（ 年 月 ） ・ 不要]</u>	<u>[再認定が必要な場合はその理由（ ）]</u>	省略	省略	1～4 省略	5 <u>人工ペースメーカー</u> （有・無）	省略
省略																					
総合所見																					
<u>[将来再認定 要（ 年 月 ） ・ 不要]</u>																					
<u>[再認定が必要な場合はその理由（ ）]</u>																					
省略																					
省略																					
1～4 省略																					
5 <u>ペースメーカー</u> （有・無）																					
省略																					
6 <u>ペースメーカーの適応度</u> （クラス ・ クラス ・ クラス _____）																					
7 <u>身体活動能力（運動強度）</u> （ メッツ ）																					
省略																					
総合所見																					
<u>[将来再認定 要（ 年 月 ） ・ 不要]</u>																					
<u>[再認定が必要な場合はその理由（ ）]</u>																					
省略																					
省略																					
1～4 省略																					
5 <u>人工ペースメーカー</u> （有・無）																					
省略																					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第 3 の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第 3 の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる

告 示

○愛媛県告示第377号

愛媛県報一般広告規程（昭和31年11月愛媛県告示第724号）は、平成26年 3月31日限り廃止する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第378号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急病院である。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番耕地638番地	八幡浜市	平成29年 3月27日 まで

○愛媛県告示第379号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急病院である。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目 4 番地 9	社会医療法人 生 きてる会	平成29年 3月25日 まで

○愛媛県告示第380号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500137	株式会社鎌倉総合企画	香川県木田郡三木町大字氷上406番地 7	鎌 倉 圭 佑	放課後等デイサービス	ナイスにいほま	新居浜市上原 1 丁目 1 番46号	平成26年 2月 1日

○愛媛県告示第381号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850300058	一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手 5 丁目 1 番16号	菅 原 たつ子	児童発達支援	ナーシングデイゆらり	宇和島市保手 5 丁目 1 番16号	平成26年 3月 3日
3850300058	一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手 5 丁目 1 番16号	菅 原 たつ子	放課後等デイサービス	ナーシングデイゆらり	宇和島市保手 5 丁目 1 番16号	平成26年 3月 3日

○愛媛県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600530	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	生活介護	障害児支援施設東予学園	西条市楠乙438番地21	平成26年 2月1日
3810600530	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	施設入所支援	障害児支援施設東予学園	西条市楠乙438番地21	平成26年 2月1日
3811500374	株式会社あいステーション	東温市田窪41番地12	秋 元 晃	就労継続支援A型	株式会社あいステーション	東温市田窪41番地12	平成26年 2月1日
3810500581	株式会社アクティブ	新居浜市萩生2348番地の44	前 田 由美子	同行援護	居宅介護事業所きらめき	新居浜市萩生2348番地の44	平成26年 2月15日

○愛媛県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300503	一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手5丁目1番16号	菅 原 たつ子	生活介護	ナーシングデイゆらり	宇和島市保手5丁目1番16号	平成26年 3月3日
3823910165	NPO法人ひだまり工房	北宇和郡鬼北町近永1027番地	高 木 真 弓	共同生活援助	シェアハウスみもぎ	北宇和郡鬼北町内深田626番地1	平成26年 3月25日

○愛媛県告示第384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
ドラッグストアモリ四国中央妻鳥店	四国中央市妻鳥町字上柳ノ内515番地1外	大規模小売店舗を設置する者の名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ	平成25年 8月29日	平成26年 3月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地 外	荷さばき施設の位置及び面積	178.2㎡	233.7㎡	平成26年11月25日	平成26年3月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前7時から午後9時45分まで	午前7時から午前0時まで	平成26年4月8日	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時45分から午後10時まで	午前6時45分から午前0時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	午前4時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第386号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成25年度事業から適用する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前											
別表第1（第3条、別表第2関係）						別表第1（第3条、別表第2関係）											
1 森林環境保全整備事業						1 森林環境保全整備事業											
事業の種目				事業の種目の内容	補助率		事業の種目				事業の種目の内容	補助率					
					基 準	率						基 準	率				
					市町	市町以外						市町	市町以外				
1	省略					1	省略					1	省略				

2	(1) 森林管理道の開設、森林施業道の開設並びに林業専用道の開設及び機能強化	ア 森林造成 林道(間伐を行うための開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び森林法(昭和26年法律第249号)第39条の3第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。)	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の6 以内
			(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分 の6 以内	10分 の6.5 以内
			(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
			(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外地域で行うもの	同	同	同	10分 の6 以内
イ 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定		林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定	(ア) 幹線林道(離島で行うもの)	同	同	10分 の6 以内	10分 の8 以内
			(イ) 幹線林道(ア)以外のもの)	同	同	10分 の5.5 以内	60分 の43 以内
			(ウ) その他林道	同	同	同	10分 の5.5 以内

2	(1) 林業専用道の開設、林道整備事業	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分 の5.5 以内	
			イ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分 の6 以内
			ウ 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
			エ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
			(2) (1)以外の林道整備	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内

<p>する自動車 道に該当す る既設の林 道（以下「 既設林道」 という。） と他の既設 林道又はこ れと同程度 の構造を有 する道路施 設との相互 間を峰越し 等により連 絡する林道 をいう。以 下同じ。）</p>					
<p>ウ 森林造成 林道及び峰 越連絡林道 以外の林道</p>	<p>(ア) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの</p>	同	同	同	同
	<p>(イ) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの</p>	同	同	同	10分 の6 以内
	<p>(ウ) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの</p>	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
	<p>(エ) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山</p>	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内

		村の地 域以外 の地域 で行う もの				
(2) 林 道改 良・ 舗装	ア 幹線林道		同	同	同	同
	イ その他の林道(改 良)		同	同	10分 の35 以内	10分 の35 以内
	ウ その他の林道(舗 装)		同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内
(3) 林道点検診断・保全整備			同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
(4) (1)、(2)及び(3)以外の林道整備			同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内

2・3 省略

4 森林整備事業(農山漁村地域整備交付金関係)

事業の種目	事業の種目の内容	補助率				
		基準	率			
			市町	市町以外		
1 育成林整備事業	(1) 森林管理、林業専用道及び森林施業道の開設	ア 森林造成林道	(ア)~(エ) 省略			
		イ 峰越連絡林道	(ア)~(ウ) 省略			

2・3 省略

4 森林整備事業(農山漁村地域整備交付金関係)

事業の種目	事業の種目の内容	補助率				
		基準	率			
			市町	市町以外		
1 育成林整備事業	(1) 森林管理、林業専用道及び森林施業道の開設	ア 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び森林法(昭和26年法律第249号)第39条の3第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。)	(ア)~(エ) 省略			
		イ 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下	(ア)~(ウ) 省略			

2 省略							
5・6	省略						

2 省略									
5・6	省略								

○愛媛県告示第387号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

大込（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成24年 3月愛媛県告示第369号）大込の項で指定した標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱5号を結んだ線、標柱5号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		地 番	標 柱
喜多郡	内子町	白杵	3663番	4号
			3677番	5号
			3685番	6号
			3682番	7号
			3654番	8号
			3653番	9号
			3661番	10号
			3660番	11号
			3414番	12号
			3410番	13,14号
			3381番 2	15号
			3385番	16号
			3388番	17号
			3397番	18号
			3395番	19号
			3417番	20号
			3667番	21号

○愛媛県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画公園の変更に

係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第389号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、平成14年 5月31日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 3月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 秀 明	東温市下林甲2862番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 時 久	東温市下林甲2860番地

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市門田町丙210番3から 同町丙209番16まで	平成26年 3月28日
県 道	興居島循環線	松山市門田町丙209番15から 同町丙209番18まで	平成26年 3月28日

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市下伊台町1687番5から 同町1680番1まで	平成26年 3月28日

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中野川総津線	伊予郡砥部町総津1632番3から 同町総津1634番2まで	平成26年 3月28日

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市衣山一丁目241番4から 同市衣山一丁目241番5まで	平成26年 3月28日

○愛媛県告示第395号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 24)第4807号	平成24年 8月14日	片山熔接所	片山 好夫	大洲市菅田町菅田乙730 - 2	平成26年 2月18日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第13343号	平成23年 3月7日	(有)インテリアトクナガ	徳永 清治	大洲市徳森1489 - 1	平成26年 2月18日	内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大平1番耕地787番21から 同市字白浜1579番89まで	平成26年 3月28日

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令

愛媛県報発行規程（昭和31年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(掲載事項の種類)</p> <p>第2条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>(掲載事項の種類)</p> <p>第2条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11) 一般広告</u></p> <p><u>(一般広告の取扱い)</u></p> <p>第7条 県報には、料金を徴収して一般広告を掲載することができる。</p> <p><u>2 広告の料金額その他必要な事項については、別に定める。</u></p>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成26年度愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者試験公告

平成26年 3月28日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁(東京都)、神奈川県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

第1次試験日 平成26年 5月11日(日)

受付期間 平成26年 4月2日(水)～4月21日(月)

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

〔郵 送〕 4月21日(月)までの消印有効

〔インターネット〕 4月2日(水)午前8時30分～4月14日(月)午後5時15分

試験会場 松山東高等学校

《平成26年度の変更点》

身長、体重及び胸囲の身体検査基準を廃止しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
大 学 卒	愛 媛 県	23人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警 視 庁	3人程度	
	神 奈 川 県	3人程度	
	大 阪 府	5人程度	
	兵 庫 県	3人程度	

第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成27年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁の受験資格(生年月日)は「昭和59年5月13日から平成5年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容								
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)								
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴 力	完全であること。	そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。
			項目	基準							
			視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。							
聴 力	完全であること。										
そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。										
基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。											

スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。		
		項目	基準	
		柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	
		剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	
		スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験	
加点の申請を行う場合は、申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄に記入の上、資格等を証明する書類が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。 (別表「加点の申請について」を参照のこと。)				
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。 (課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45kg以上(左右の平均)
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55cm以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20mシャトルラン			65回以上	
長座体前屈	45cm以上			
基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。				
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装で来てください。
身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

別表 加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時に申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄を記入の上、証明書類(A4)を提出してください。スポーツ歴の加点申請で、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の証明書類を提出する場合は、原本確認又は追加書類の提出を求められます。この場合、第1次試験当日の受付終了時までには原本又は追加書類を提出してください。 申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄の記入がない場合又は証明書類を欠く場合(申込み後に求める原本確認又は追加書類の提出ができない場合を含む。)は加点しません。
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本)又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成26年 5月11日 (日) 午前 教養試験 午後 身体検査	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
第 2 次 試 験	6月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		7月上旬

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 警察官(男性・大卒)請求 」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒(A4判用/角型2号、120円切手貼付)を同封の上、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県内各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「 警察官(男性・大卒)申込み 」と朱書きし、申込書及び受験票を封入し、 簡易書留郵便 により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 スポーツ加点を申請する場合は、証明書類(A4)を同封して送付してください。 簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。 スポーツ加点を申請する場合は、証明書類(A4)も持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月22日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず 最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm)を貼って 、試験当日持参してください。 受験票が5月1日(木)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず 写真を貼って 、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者名簿に記載され、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

この名簿は、原則として、平成27年4月以降の採用に対するものですが、大学等を卒業した者又は大学等を平成26年9月末日までに卒業する見込みの者については、欠員の状況によって、平成26年10月1日から採用となる場合があります。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**

また、採用候補者名簿に記載されても、平成27年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給(現行給料月額198,047円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手

当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
愛媛県の第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名）	愛媛県の第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
愛媛県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名）	愛媛県の第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 問い合わせ先等

申込み先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/		
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724		
愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145	
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314	

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成26年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告

平成26年 3月28日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成26年 5月11日（日）

受付期間 平成26年 4月2日（水）～ 4月21日（月）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 4月21日（月）までの消印有効

〔インターネット〕 4月2日（水）午前8時30分～4月14日（月）午後5時15分

試験会場 松山東高等学校

《平成26年度の変更点》

身長及び体重の身体検査基準を廃止しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
大 学 卒	12人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成27年3月末日までに卒業する見込みの者

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試 験 の 内 容															
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）															
	身 体 検 査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。</p>	項 目	基 準	視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴 力	完全であること。	そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。							
	項 目	基 準																
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。																	
聴 力	完全であること。																	
そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。																	
ス ポー ツ 加 点 (愛媛県のみ)	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔 道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣 道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>ス ポー ツ 歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> <p>加点の申請を行う場合は、申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄に記入の上、資格等を証明する書類が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。（別表「加点の申請について」を参照のこと。）</p>	項 目	基 準	柔 道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣 道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	ス ポー ツ 歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験								
項 目	基 準																	
柔 道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）																	
剣 道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																	
ス ポー ツ 歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験																	
第2次試験	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。															
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）															
	体 力 検 査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 目	基 準	反復横とび	40回以上 / 20秒間	握力	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	15回以上 / 30秒間	垂直とび	40cm以上	腕立伏臥腕屈伸	15回以上	20mシャトルラン	35回以上	長座体前屈
種 目	基 準																	
反復横とび	40回以上 / 20秒間																	
握力	25kg以上（左右の平均）																	
上体起こし	15回以上 / 30秒間																	
垂直とび	40cm以上																	
腕立伏臥腕屈伸	15回以上																	
20mシャトルラン	35回以上																	
長座体前屈	45cm以上																	

		基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装で来てください。

別表 加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時に申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄を記入の上、証明書類（A4）を提出してください。スポーツ歴の加点申請で、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の証明書類を提出する場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります。この場合、第1次試験当日の受付終了時までには原本又は追加書類を提出してください。 申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄の記入がない場合又は証明書類を欠く場合（申込み後に求める原本確認又は追加書類の提出ができない場合を含む。）は加点しません。
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表
第1次試験	平成26年5月11日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
第2次試験	6月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		7月上旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

5 受験手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申込方法	申込方法
申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合 下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html
	郵便により交付を請求する場合 封筒の表に「警察官（女性・大卒）請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4判用/角型2号、120円切手貼付）を同封の上、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県内各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合 申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官（女性・大卒）申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）を同封して送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合 申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）も持参してください。

受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月22日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm)を貼って、試験当日持参してください。 受験票が5月1日(木)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者名簿に記載され、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

この名簿は、原則として、平成27年4月以降の採用に対するものですが、大学等を卒業した者又は大学等を平成26年9月末日までに卒業する見込みの者については、欠員の状況によって、平成26年10月1日から採用となる場合があります。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、平成27年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給(現行給料月額198,047円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

9 問い合わせ先等

申 込 み 先 問 い 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
問 い 合 せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623 フリーダイヤル 0120-204-724

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

開票区の設置（平成17年 8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の開票区は、告示の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下「次回の総選挙」という。）から適用し、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

平成26年 3月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
2 開票区			2 開票区		
市町名	開票区名	区 域	市町名	開票区名	区 域
省略			省略		
			内子町 (第4区)開票区		第1投票区、第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区
			内子町 (第2区)開票区		第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区